

## 真岡市空家等解体費補助金 Q&A

### 1 対象となる空家について

Q1:どのような建物が補助の対象となりますか？

A1:市内に存するもので、居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上経過している個人が所有する空家で、「特定空家等」に該当するものです。

※次のような空家は対象になりません。

- ・完全に倒壊してしまったもの。
- ・補助を受ける目的で故意に破損させたもの。
- ・公共事業等の保証の対象であるもの。

Q2:「特定空家」とはどのような建物ですか？

A2:空家等の対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」です。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるなど、周辺への影響が大きいと認められるものです。

Q3:「特定空家等」はどのように判定するのですか？

A3: 特定空家等事前調査申請書を提出いただいた後、市職員が現地調査を行い、「真岡市特定空家等判断基準」に従って、空き家等対策審議会に諮り判定します。(建物の内部も確認させていただく場合もありますので、現地調査への立ち会いをお願いすることもあります。)

Q4:建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は補助の対象となりますか？

A4:抵当権等の権利者の除却についての同意書があれば対象となります。

### 2 申請者について

Q1:所有者が死亡し、相続人が決定していない空き家の除却も補助の対象となりますか？

A1:相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に空家の権利を有する者がいる場合は、その全員の同意書が必要となります。

Q2:共有名義の場合は連名で申請すればいいですか？補助金はそれぞれに交付さ

れますか？

A2:共有名義の場合は、代表者1名を決め、共有者全員の同意書をつけて代表者による申請をお願いします。

補助金は代表者に交付されます。(費用分担等については当事者間で事前に協議してください。)

### 3 対象となる解体工事について

Q1:すでに解体工事が終わっている又は解体工事中のものは、補助の対象となりますか？

A1:対象となりません。解体工事の契約の前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q2:建物の一部を解体する工事でも、補助の対象となりますか？

A2:対象となりません。建物の全体を解体して更地にする工事を対象としています。

Q3:建物の解体と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事は補助の対象となりますか？

A3:特定空家等の解体の場合は対象となることがありますので、事前にご相談ください。

Q4:解体と合わせて、空家内に残っている荷物の処分も行う予定です。荷物の撤去費用も補助対象経費に含まれますか？

A4:含まれません。

Q5:自宅(現在居住中)の敷地内に老朽化した納屋があるのですが、その解体に補助は使えますか？

A5:使えません。補助対象としての「空家等」は原則敷地全体として判断するため、自宅は利用しているという状況では「空家等」の条件を満たさず、補助対象となりません。

Q6:建物の解体後の整地も補助の対象となりますか？

A6:跡地を適正に管理するための解体工事に伴う簡単な整地は対象となります。ただし、砂利を敷くなどの整地工事は対象となりません。

#### 4 補助金額・補助対象経費について

Q1:補助金の上限はいくらですか？

A1:空き家の解体にかかる補助対象経費(消費税を含む)の1/2、上限は50万円になります。千円未満の端数があるときは切捨てた額が補助金額となります。

Q2:補助対象経費、補助額がいくらになるのか、事前に市で計算してもらうことは可能ですか？

A2:可能です。事前に市の窓口へ見積書をお持ちいただければ、補助対象経費、補助額を計算することができます。(最終的な金額は、解体工事が終わり清算した後に確定します。)

Q3:解体の工事請負契約の金額と補助対象経費は同額と考えてよいですか？

A3:必ずしも同額ではありません。補助対象経費が確認できるよう、事業者から工事の詳しい内訳を提出してもらってください。

#### 5 解体工事業者について

Q1:解体事業者は、市が指定する業者でなくてもよいのですか？

A1:解体事業者について、市の指定はありませんが、市内に事業所を有する事業者になります。

※建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けた者。ただし、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

※一般社団法人 栃木県建設業協会 芳賀支部 TEL0285-82-2051

#### 6 申請について

Q1:補助金をもらうには、どのような手続きをすればいいですか？

A1:まずは、お持ちの建物が補助対象となるか聞き取りなどさせていただく必要がありますので、事業者と契約を結ぶ前に市にご相談ください。手続きの流れ、申請に必要な添付資料等についてもその際に説明させていただきます。

Q2:補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A2:くらし安全課で用紙を配付しています。また、市のホームページからも様式等をダウンロードすることができます。

Q3:補助金の申請は、どこにすればいいのですか？二宮支所でも受付できますか？

A3:申請は、市役所2階のくらし安全課までお願いします。二宮支所では受付できません。申請の前に、必ず事前にご相談ください。

Q4:補助金は年間を通していつでも申請できますか？

A4:事務の取り扱い上申請期間を設けております。また、予算の範囲内での補助金交付となるため、申請件数が多くなると補助金制度が利用できない場合があります。お早めにご相談ください。

Q5:工事の途中でない内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A5:速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしていただくことになります。

Q6:いつまでに解体を終わらせなければならないのですか？

A6:申請年度の2月末日までに工事を完了し、完了報告の提出をお願いします。